

【原子力災害対策編】

第Ⅷ編 原子力災害対策計画

第Ⅷ編 原子力災害対策計画

第1章 総 則

原子力災害対策計画の基本方針

□各課

1. 計画策定の目的

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本市に近い原子力発電所において同様の事故が万一発生した場合に備えて原子力災害対策計画（以下、「本計画」という。）を策定する。次の表に示すとおり、本市に近い原子力発電所としては九州電力（株）玄海原子力発電所（佐賀県）ならびに四国電力（株）伊方発電所（愛媛県）があり、これらの施設は距離的に100km以上離れているが、原子力災害を想定する場合には対象の施設となる。

行橋市に近い原子力発電施設の状況

（平成26年3月時点）

原子力発電所名	行橋市からの方位※1	直線距離(km)※1	備考
九州電力(株)玄海原子力発電所	西南西	110(UPZ※2圏外)	定期検査中
四国電力(株)伊方発電所	東南東	130(UPZ※2圏外)	定期検査中

※1 行橋市からの方位ならびに直線距離については、インターネット汎用地図ツールを用いて概略計測

※2 「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」：国際基準に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル（OIL）に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、福岡県では概ね半径30kmの円内としている。

2. 計画の性格

本計画は防災計画の「原子力災害対策編」として定めるものである。この計画に定めのない事項については防災計画の「一般災害対策編」及び「地震・津波災害対策編」に準ずるものとする。

3. 計画の策定または修正に際し尊重すべき指針

本計画の策定または修正に際しては、国が定めた「原子力施設等の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）を尊重し、これに基づき策定される県防災計画とも十分な整合性を図るものとする。

4. 防災関係機関の事務または業務の大綱

本計画に係る市の処理すべき事務または業務の大綱については次のとおりとする。

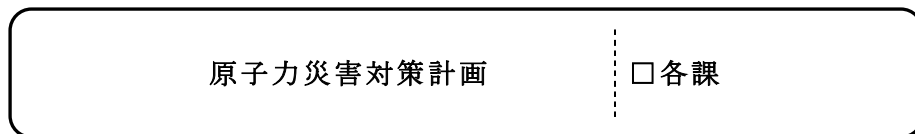
【市の処理すべき事務または業務の大綱】

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 行橋市	ア 原子力災害に関する知識の普及と啓発 イ 教育及び訓練の実施 ウ 災害状況の把握及び情報提供 エ 緊急時モニタリングへの協力 オ 被災施設周辺の住民等の避難受入に係る協力 カ 住民等への汚染飲食物の摂取制限 キ 住民等への汚染農林水産物等の出荷制限等 ク 被ばく者の診断及び措置への協力 ケ 放射性物質による汚染の除去 コ 放射性物質の付着した廃棄物の処理 サ 各種制限措置の解除 シ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 ス 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 セ 文教対策

※県、UPZの対象となる糸島市その他市町村などの防災関係機関に関する処理すべき事務または業務の大綱については、県防災計画原子力災害対策編ならびに対象市町村の防災計画に示すとおりとする。

第2章 原子力災害予防対策計画

原子力災害対策計画



1. 情報収集・伝達体制の整備 【資料編*V.1、資料編*V.2】

市は次に掲げる事項について体制の整備を行う。

(1) 情報収集体制の確立

市は、原子力発電所で大規模な事故が発生した場合には、すみやかに職員の非常招集を行い、情報の収集・連絡体制ならびに広報体制を確立し、県が行う緊急時モニタリングへの協力準備を行う。

(2) 情報の収集

市は、原子力事業者、国、県から発表される災害情報を収集するとともに、県内のモニタリングポストで監視している空間放射線量の測定結果等を把握する。

(3) 情報の伝達

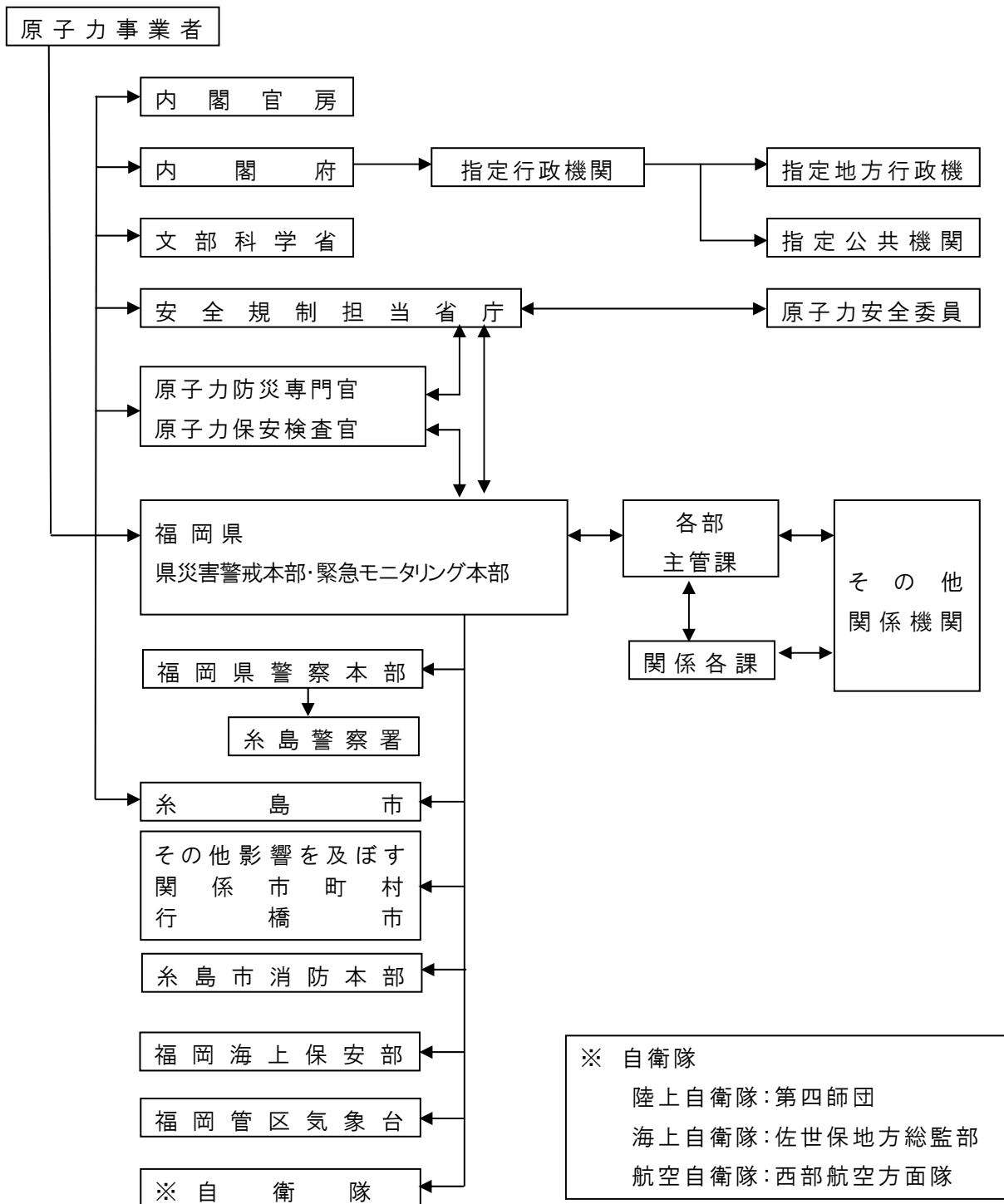
市は、保有する情報伝達手段を活用し、住民等に対して次のような災害情報を広報する

- 1) 異常事態が発生した原子力発電施設の状況と今後の予想
- 2) 住民のとるべき行動

*資料V.1「福岡県内のモニタリングポスト設置場所」

*資料V.2「福岡県が示す住民などに対する指示伝達・情報提供の系統図」

【 特定事象発生時の情報伝達経路 】(玄海原子力発電所の例)



2. 応急対策実施体制

(1) 組織体制の整備

市は、原子力災害への応急対策に係る国・県の指示や要請等に適切に対処できるよう、県の体制に準じて災害警戒本部、災害対策本部など活動に必要な体制をとる。

■県の活動体制の設置基準

活動体制	設置基準
災害警戒本部	① 原子力事業者から特定事象発生の情報連絡を受けた場合 ② 放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ、もしくはそのおそれがあると認められる場合
災害対策本部	① 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合 ② 住民等の安全確保のために必要と認められる場合

(2) モニタリング体制の整備

市は、県から派遣されるモニタリング要員に協力するためモニタリング班を編成し、モニタリング活動を実施できる体制をとる。また、県から市に対して緊急時モニタリング活動を実施するため必要となる要員派遣や資機材の貸与などの要請がなされた場合においては、ただちに支援体制を確立するように努める。

3. 避難への対応 【資料編*V.3、資料編*V.4、資料編*V.5】

(1) 放射性物質による汚染状況の調査など

市（総務課）は、県が行う緊急モニタリング結果を収集し、福岡管区气象台などの協力も得て、市域の風向、風速、降水量、大気安定度などの気象情報を数時間後の予測値を含め随時収集するよう努める。

(2) 住民の避難及び立入制限など

市は、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく内閣総理大臣の指示があった場合には、その指示内容に基づいて屋内退避措置などをとる。また、放射性物質による汚染状況調査などにより、予測線量が次の「退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合には、被害予想地区の住民に対して屋内退避や警戒区域の設定などの状況に応じた措置をとる。警戒区域への立入制限や交通規制などについては、行橋警察署などの関係機関に要請する。

■退避及び避難に関する指標

予測線量(単位:mSv[ミリシーベルト])		防護対策の内容
全身外部線量	甲状腺線量	
10～50mSv	100～500mSv	○ 住民は自宅等の屋内へ退避すること。 ○ その際窓などを閉め、気密性に配慮すること。
50mSv 以上	500mSv 以上	○ 住民はコンクリート建家の屋内に退避または避難すること。

(注) 1 予測線量とは、放射期間中に屋外に居続けるなど、何らかの措置を講じなければ被爆すると予測される線量である。

2 予測線量は県災害対策本部などにて算定し、市は住民等に対して、この算定結果と併せ

*資料V.3「福岡県内のサーベイメータ配備場所」

*資料V.4「放射線防護対策に係るその他の指標」

*資料V.5「福岡県内の全市町村の避難所における収容可能人数」

てとるべき防護対策措置について周知する。

- 3 全身外部線量及び甲状腺線量が、表の同一レベルにないときには、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとるものとする。

(3) 広域避難への対応

市は、県から広域避難計画に基づく避難者受入れなどの要請があった場合には、適切な対応を行う。

4. 緊急被ばく医療への対応 【資料編*V.6】

市は、国が派遣する緊急被ばく医療派遣チームや県と連携して救護所などにて放射線による被ばくを受けた者あるいはそのおそれのある者に対する検査及び救護にあたる。

また、精密検査などの医療措置が必要と認められる者については、県や消防機関、自衛隊等の協力を得て、緊急被ばく医療機関などに迅速に搬送する。

■緊急被ばく医療機関の定義

- 1) 初期被ばく医療機関

医療救護所等

- 2) 二次被ばく医療機関

独立行政法人 国立病院機構九州医療センター、九州大学病院、福岡大学病院、久留米大学病院、飯塚病院、北九州市立八幡病院

- 3) 三次被ばく医療機関

国の指定する医療機関またはこれに準ずる医療機関。西日本地域の三次被ばく医療機関としては、広島大学緊急被ばく医療推進センターが被ばく患者の受入体制を構築している。

5. 飲食物の摂取制限などへの対応 【資料編*V.7】

(1) 飲食物の摂取制限

市は、国や県の指示及び助言あるいは放射性物質汚染状況調査結果に基づき、「食品中の放射性物質の規格基準（食品衛生法）」を超えまたは超えるおそれがあると認められる場合には、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止及び汚染食物の摂取制限などの必要な措置をとる。また、水道水は、水道水中の放射性物質にかかる管理目標値である放射性セシウム 10 ベクレル/kgを著しく超過する場合、または長期間超過することが見込まれる場合には、他の水道水源への振替や摂取制限などの必要な措置を講じる。

(2) 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、県等から農林水産物の作付け制限や収穫禁止あるいは出荷制限などに関する指示などがあったときには、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者などに対して、その内容を迅速かつ正確に周知するとともに、必要な措置を講じるよう指示する。

*資料V.6「緊急被ばく医療体制の概要」

*資料V.7「肥料（堆肥、腐葉土など）・土壌改良資材・培土および飼料（牧草、稲わら、麦わらなど）の許容値に関する指標」

■食品中の放射性物質の規格基準（食品衛生法）

放射性セシウムの新基準値（※） （単位：Bq[ベクレル]）

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

（3）飲食物の供給

市は、飲食物の摂取制限などの措置を指示したときには、必要に応じて住民などへの応急給水措置などを講じる。

6. 児童・生徒等の安全確保対策

小・中学校などは、原子力災害が発生したときには児童・生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校や、校庭での屋外活動の制限などの措置を検討する。

7. 放射性物質による汚染の除去

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関等と連携し、住民などの被ばく線量を低減するため、放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。除染作業は、住民の健康保護の観点から必要である地域を優先的に選定して実施するよう努める。

8. 心身の健康相談体制の整備

市は、住民などの放射線被ばくに関する不安へ対処するため、心身の健康に関する相談体制を整備する。また、県などと連携して住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、必要に応じて長期間にわたる健康調査などを計画し実施する。

9. 風評（デマ・流言）被害への対策

市は、原子力災害に伴う風評被害の抑止・軽減を図るため、市域での風評やデマ・流言の監視をさまざまな形で行いつつ、住民などに対して正確で細やかな情報提供ならびに広報に努めるなど必要な措置を講じる。

10. 損害調査などに必要な資料の作成

市は、被災した住民情報の登録、住民が受けた損害に関する調査ならびに被災地における汚染状況や応急対策・復旧対策措置の状況などを記録する。